

全労連非正規センター・パ臨連 10 周年記念 韓国交流訪問 報告

1、日程

日時	主な行動
10/3 日曜	12 時～13 時 仁川空港で集合 関空KE7222 便 11 : 20 着、中部KE752 便 11 : 35 着、 成田KE706 便 11 : 50 着
	午後 西大門刑務所 見学 1 時間程度 (民主労総のイ・ジョンホ非正規室長が案内) パゴダ公園 30 分程度 景福宮 1 時間程度 夕方 ホテル (バビエンススイートⅡ)
10/4 月曜	10 時から民主労総で交流 10 : 00～12 : 30 民主労総・事務総長、非正規室と懇談 12 : 30～14 : 00 昼食 14 : 00～16 : 00 金属労組・非正規局と懇談 16 : 00～17 : 30 クロ (九老) 工業団地へ地下鉄で移動、見学 金属労組・ソウル支部ソウル南部支会 18 : 00～19 : 00 南部支会との懇談会 (非正規労働者は仕事が終了後参加) 19 : 00～20 : 30 上記メンバーと夕食兼ねた懇談会
10/5 火曜	自由行動 オプションとして 10 : 00～12 : 30 「労働社会研究所」キム・ユソン所長と懇談・昼食 13 : 00～14 : 30 「非正規センター」イ・ナムシン所長と懇談
	午後 2 時 30 分 : ホテルロビー集合、空港へバスで 成田 18 : 45 発KE705 便、中部 19 : 00 発KE751 便、 関空 19 : 15 発KE721 便、それぞれ出発

2、訪問団一覧(18人)

井 筒 百 子 (非正規センター事務局長)	菊 地 光 男 (東京地評)
江 花 新 (全労連非正規局長)	菊 地 友 里 (東京地評)
阿 部 清 美 (全労連事務局)	北 口 明 代 (生協労連)
長 岡 佳代子 (大阪労連・パ臨連代表)	小 寺 美知子 (京都生協労組)
大 場 みゆき (自治労連・パ臨連副代表)	田 中 一 喜 (大阪国公)
柳 恵美子 (生協労連・パ臨連副代表)	西 山 潤 (高知県教組)
阿 部 百合子 (千葉労連・パ臨連幹事)	保 科 博 一 (新宿区労連)
松 原 秀 一 (自治労連・パ臨連幹事)	横 江 厚 子 (自治労連愛知県本部)
井ノ尾 寛 利 (奈良労連)	大 畑 正 姫 (通訳)

3、西大門刑務所見学

戦前の日本統治下で、独立求める韓国労働者への弾圧の舞台であり、戦後は軍事政権下での民主運動弾圧の舞台であった。民主労総イ・ジョンホ非正規室長に案内していただいた。

4、民主労総(全国民主労働組合総連盟KCTU)事務総長へ親書を手渡す

当初、10月5日に小田川事務局長と民主労総カン・スン Chol事務総長の会談を予定していたが、同

日に民主労総の臨時大会が行われることとなったため、会談は延期し、小田川事務局長の親書をカン・スン Chol 事務総長に手渡した。

5、民主労総非正規室との懇談

参加：チョン・ヒソン副委員長、イ・ジョンホ非正規室長、キ・ヒョンノ非正規局長、イ・スミ非正規局長ら

冒頭、井筒非正規センター事務局長と長岡パ臨連代表があいさつをおこない、江花非正規局長が日本の非正規労働者をめぐる状況などについてレポートに基づき報告し、質疑・討論を行った。以下は民主労総側からの主な発言内容。

①派遣労働者が多く、請負も問題になっている。派遣労働者は 17 万人と言われているが、まだ解禁されていない製造業などにも多数の派遣労働者がおり、実際には 150 万人程度と推測している。そして日本にならって製造業派遣を解禁しようとしている。我々はそれに対し、日本では製造業派遣が解禁されたが、弊害が多く、今、禁止しようとしている、と宣伝している。

派遣にかかわって：今年、現代重工 3/15、現代自動車 7/22 の最高裁判決が出た。2000 年に現代自動車の社内下請(請負)の労働者などを組織した。1 万人近くいるが組織したのは約 500 人。07 年に提訴し、7 月の最高裁判決は「正社員とみなす」との勝利判決。これを力に 2500 人の組織に前進。会社は判決にもかかわらず団交に応じず。スト準備中だ。

また、クロ工業団地では製造業でのスポット派遣が横行している。

②不当な団交拒否、団体協約一方的破棄が多い。派遣労働者を組織すると派遣会社ごと潰してしまうことも。

③企業別労働組合から産業別労働組合への転換を目指している。現代自動車労組も産別労組化＝全国金属労組の支部となり、正規と非正規の両者を組織している。

④特殊雇用：建設、学習塾、バイク便などの個人請負形式。労働者性を否認し社会保険から排除されている。組織化し実力行使で認めさせていくしかない。「貨物連帯」ではたくさんのダンプカーを高速道路に止め、交通をマヒさせた。

⑤民間委託されている庁舎や公園・地下鉄などの清掃業務ではたらく非正規労働者の組織化にも力を入れている→「女性連盟労組」。女性が 8 割を占めているが、リヤカーなどでごみを収集している低賃金男性労働者も含まれている。

委託会社と団交し協約など結ぶが、根本問題では、委託元の自治体や公社とも話し合っている。

⑥直雇用非正規も大きな課題。ある自治体の教育庁長官選挙が 6 月にあり、革新系が当選。給食調理員が選挙でがんばり組織化も 1000 人単位で進んだ。学校関係では 12 万人の非正規が働いており、その糸口をつかんだと、評価している。

⑦非正規の組織化：正規が援助しないと非正規労組は潰れてしまう。たとえば学校職場の非正規については、公務、教育の正規労組と協力しながら組織化している。現代労組では正規と非正規が一緒の労組に加入している。中小企業では、労働者が企業を渡り歩くので企業単位では組織化は困難。クロ工業団地全体を単位とした組織化を検討している。女性連盟は委託労働者を組織化しているが、契約が解除されても、雇用が継続されるように協定している。(新会社に雇用を引き継ぐのか、雇用し続けるのか不明)

⑧青年対策として青年ユニオン(法外労組)を結成した。青年家計簿運動やコンビニ労働者の生活実態調査などを行い取り組みを強めている。

⑨事務金融連盟は大学生対象に、労組や労働法を学ぼうとキャンペーンしている。医療労組は「看護を考えよう」と働きかけしている。

⑩非正規職法：2 年がたち、雇用はかなり継続された。しかし正規と同等ではない。「中規職」、無期

の非正規だ。とくに公務職場。

⑪女性比率：6人の三役のうち、女性は2人。民主労総、単産の機関会議は女性が3割いないと無効。ただし、金属労組など女性が少ない単産では弾力的扱いとなっている。

⑫専従者の賃金は低い。みな、配偶者の稼ぎで…。

6、金属労組(全国金属労働組合KMWU)非正規室との懇談

参加：イ・サンウ非正規室長、チョ・ギョンソク非正規局長、チェ・ビョンソン非正規局長
民主労総会議室にて。以下は金属労組からの報告・質疑内容(以下同様)

(1)金属労組について

金属労組は、2-3人の町工場から現代自動車まで300以上の事業所で15万人を組織している。(韓国労組の金属労連は10万人。両労組合わせた組織率は13%)

間接雇用の非正規は90%以上が下請け労働者であり、生産ラインで働いている。

造船では非正規が多く2万人中1.2万人は非正規。鉄鋼では正規を3割にしようというのが経営目標になっている。現代自動車ウルサン工場では2万人中1万人が非正規だ。

組合費は、正規・非正規ともに基本給の2%。産別基金として加入時に3万ウォン。支部から産別組織への上納は1.2%

(2)違法派遣の横行と最高裁判決(現代自動車)

7/22 最高裁判決勝ち取った。500人以上の大企業でも違法派遣があることを告発した。下請け企業といいながらペーパーカンパニーもあり、現代自動車との雇用関係が生じていることを訴えた。製造ラインでは請負はありえないから派遣しかありえないが、製造業派遣は禁止されている。

判決は、違法派遣であり、入社時から正規として入ってきたものとみなすと認めた。地裁でもそうした判決が出ていたが、最高裁での判決は明確で雇用義務が発生することを認めたもの。現代自動車での判決であることとあわせ画期的だ。

労働者への教育、指示を派遣元は一切行っていないこと、作業手順、人員配置、出退勤管理や休憩などを現代自動車が行っていた。作業指示はもともと下請けの管理職がすることになっていたが、単に派遣先からの指示の伝達の役割しかしていなかった。

しかし判決には不十分な点も。①製造業への派遣はそもそも違法であるのに、2年が経過しないと雇用義務は発生しないとしている。②100%アウトソーシングされる工場も多く、これを前述の理論で縛るのは困難だ。

判決を受け、組合は今、2700人になっている。社内下請けをなくすためにたたかっている。11月にはストを計画中。

(3)非正規の取り組みを強化するための産別転換と1社1労組

同一ラインで働いていれば企業が違っても同じ労働者であると捉えている。非正規の問題を打開するためにも企業別労組を産業別労組に切り替え、1社1労組にしようとしている。しかし、順調に進んでいるわけではない。

50%は1社1労組に転換したがあとは1企業に正規労組と非正規労組が残っている。

2001年に産別形式を提起した。完全には移行できていない。企業別労組が残っている。産別にすると非正規も一緒に組織化できていないとならないが、それができていない。内部論争もある。たとえば社内下請けは戦闘的であり、下請けだけにしたほうが効率的だとの意見。

団交は、金属労組傘下の300事業所のうち、100事業所ではまとまって中央交渉している。現代自動車などはこの中央交渉に参加していない。交渉相手は、労組の産別化にあわせて作らせた。中央交渉では労災病院や食堂の産直などなど35から40項目の協約を結んでいる。賃金については最低ラインを決めている。協約適用は参加している100の事業所のみ。

中央交渉、地域交渉、企業別交渉の3回があって、企業は嫌がっている。

金属労組は15万人を組織し、19の支部がある。うち5つは企業別労組で11万人。14支部の下に支会(分会)。企業別労組を地域支部に再編していきたい。

(4) 1社1労組＝正規と非正規の同一労組化について

うまくは進んでいるわけではない。

非正規問題を労働組合の中心的取り組みとするために、教育活動(ビデオ、パンフなど)に力を入れている。「同じ労働者だ」「他人事ではない」、一番効くのは「自分たちの子供につながる問題だ」と訴えること。

しかし経済危機の状況では、自分の雇用や生活が大切で、外国人、非正規、女性が解雇されてもたたかえない。そこで教育だけでは限界があると考え、産別労組、同一労組にしようとしている。

問題は組織化だ。組織化していく中で非正規が自ら立ち上がっていけば、正規も無視できなくなる。最高裁判決を武器に組織化に力を入れている。11月のストは社内下請けを中止に実施する。そうすればラインが止まり、非正規の指導部は逮捕されるだろう。そのとき、正規社員の組合員も判断を迫られる。一緒にストを援護するのか、それとも会社側に立つのか。現場で試されることになる。

厳しくかつ力強いたたかいになるだろう。そして正規社員である組合員も民主労総の精神の前では踏みとどまってくれるだろう。

11月のストの時にはぜひ全労連からのメッセージもほしい。

7、金属労組ソウル支部南部地域支会

ク・ジャヒョン支会長(専従。生活は大変だ)

組合員：キムさん、オーさん、チョーさん(3人とも非公然)

①ソウル南部にあるクロ(九老)工業団地の中の繁華街の雑居ビルの3階に、民主労総の地域センター事務所がある。5,6つの事務デスク、と20人ぐらいが入れる会議室があり、金属労組は地域センターの中核で、南部地域支会もこのセンターの中に机を置いている。

②支会の中には職場ごと(企業別)の加入もあれば、個人加入もある。企業別分会にはキュリン電子分会やセールテック分会などがあり、個人加入者は南部分会に所属し、就職先が変わっても労組を継続できるようにしている。個人加入者は非公然で、仲間を増やして企業内に組合を作ろうとしている。自主共済事業は行っていない。検討もしていない。

③クロ工業団地は韓国初の工業団地。グローバル化で大企業が海外移転し工場再編のなかで、「アパート型」の工場になっている。

④製造業派遣は禁止されているが、雇用の場が少ないので多くの労働者が派遣会社に登録し製造業の派遣で働いている。

⑤地域センターで作成(金属労組から財政援助あり)したチラシ(電話相談の番号を記載)を工業団地の交差点などで配布し組織化している。事務所の外壁にも労働相談の大きな横断幕あり。

⑥組合費は2%。大企業ではチェックオフもあるが、多くは現金か口座引き落とし。2%では運動が維持できないのでカンパ募集している(訪問団もカンパをおこなった)。金属労組の財政支援金あり。

⑦05年、最賃守られず、違法派遣も横行。最賃守らせる取り組みを行い労組の組織化も進めた。違法派遣を告発しても、会社は罰金500万ウォン払えば済んでしまうので、「改善せずに罰金を払えばいいのだろう」との態度。しかも告発した人は解雇される。それでキュリン電子の労働者はたたかった。

⑧ある派遣労働者の賃金明細(5月分)では、基本労働時間201時間(8時間×25日+1時間)に休日出勤48時間(6日)、残業48.5時間、合計297.5時間働き、146万5000ウォンの賃金。社会保険には未加入(違法)で、税金等も一切引かれていない。製造企業への派遣(違法)であることも明記されている。

〈非公然組合員の発言〉

キムさん：元々は正規で働いていたが倒産したり、労組を作ったら解雇されたりして地域支部にたどり着いた。正規の募集がなく、どこへ行っても非正規しかない。この仕組みを変えないとやっていけないと思った。

オーさん：労働契約書を渡さない会社も多い。それをおかしいなどと主張するとクビになる。そうしたことを考えて加入した。

チョーさん：友達に誘われて加入。低賃金で貧乏だ。労組を知り、個人の問題ではなく社会の仕組みの問題だとわかった。

8、韓国労働社会研究所KLSI キム・ユソン所長との懇談

(1) 労働社会研究所の成り立ちなど

労働社会研究所は労働者教育の場「教育の広場」として1986年に出発。

87年、民主化闘争の中で活動強化。新政権下で1万の労組が結成。組合結成や運動のイロハ、どう運動するか、などの援助を行った。すべて企業内組合であったので地域別労組や単産結集を助言。そして地域協議会や産別協議会が作られ、全国労働組合協議会が結成され、95年、民主労総に発展する(ユソン氏自身も民主労総で政策室長になった(～98年))。

民主労総の結成により、労組結成の援助などは民主労総が行うようになったので、研究所として再編した。

97年からの経済危機に対し、整理解雇や派遣労働を認めるかどうかが政労使委員会で議論された(金大中政権下)。また、教員や公務員の団結権付与の課題も大きかった。そこで、整理解雇や派遣労働を認める代わりに、教員や公務員の組織化に向けた職場協議会を承認させた。しかし3日後の民主労総大会で、2つを容認したことへの批判が集中し、執行部提案が否決、執行部が総辞職。ユソン氏も辞職し研究所に。

その後、失業問題は解決していくが非正規が増大。これが大きな問題になると考え研究所では98年秋から非正規の研究を開始している。

(2) 高い非正規率と微減

98年からは韓国統計庁が調査結果を発表。

2000年から07年まで非正規率は55～56%と非常に高い。最近では少し減り、2010年には49.8%と5割をきった。なぜ下がったか。

①非正規職法が少しはいい影響を与えた。事由規制がないなど労働界からは不十分だと批判がある。改善は必要だが、出口規制が有期雇用の乱用に歯止めをかけたと考えている。政府はグローバル化の元で非正規の増大は避けられないとしていたが、法規制で乱用は抑制できた。他方、差別撤廃には効果がなかった。

②景気の低迷

注目すべき点として、臨時非常勤が減り、常用型が増えていること。非公式雇用慣行が公式雇用慣行に変化しているのではないかと推測している。

(3) 非正規にかかわる問題点

問題は正規と非正規の格差が広がっていること。賃金では100:50。労働時間では差がなく、むしろ非正規のほうが長時間労働(韓国の非正規は短時間労働者は1割。中心は有期か臨時雇用)をしているのに。

社会保険の適用では、ノムヒョン政権が適用を拡大していたが、それでも非正規では3～4割台だ。

最大の問題は非正規の組織化が遅れていること。韓国全体の組織率は10%(正規組織率23%、非正規組織率2～3%)。大企業正規労働者の組織化は進んでいるが、産業構造として、300人以上規模の事業所は10%しかなく、100人未満規模が80%。したがって企業別労組では有効ではない。未組織労働者ア

ンケートでも、職場に労組があれば加入するとしている人が 40%存在する。零細企業が組織かできていないので組織率が低い。労組も 10 年前から産別に転換し、打開しようとしている。

今では民主労総の 3 分の 2 が産別労組であり、大きな前進。しかし内面では企業別労組から抜け出しきれていない。

非正規は会社への帰属意識が少なく、企業を渡り歩くので企業別労組では組織化は困難。

非正規職保護法で、一定の非正規が長期雇用へ転換。このことで組織されていた非正規が「正規」にカウントされたことが非正規の組織率が下がっている要因でもある。

(4) 非正規職法の評価、効果

そもそも非正規職法の成立にたいしては労組から反対あった。

有期雇用、臨時職など雇用の不安定さが韓国最大の問題であった。安定雇用と均等待遇が法に盛り込まれればよかったが、そうはならなかったことから問題が発生している。

しかし、出口規制は歯止めになり、不安定雇用の抑制につながっている。その点で、「中規職(無期だが劣悪)」ではあるが一步前進だ。銀行窓口業務の非正規などで労組加入も進んだ。雇用不安が解消され労組加入が進みたばかりが前進していくことは意味がある。

法が施行されて 2 年が経過するとき、100 万人が解雇されるとも言われた。しかし結果は正規への転換、無期雇用化が進み、解雇は少なかった。それは、期間制限の例外が施行令で作られ、看護師や 55 歳以上は無期化する必要がなかったこと(約 40 万人)。また、07 年 7 月にいっせいに契約したわけではないので、李大統領の 100 万人には元々根拠がなかった。月 1~2 万人だ。

また、使用者側も熟練は必要と判断した。銀行窓口も 2 年ごとに新人に置き換えるのでは教育が大変になる。

公務で無期への転換が多かったのは、ノムヒョン政権は範を示す必要があったからでもある。しかし、公務員試験を受けているわけではないので、正規には転換せず、均等待遇にもなっていない。ただし、李政権にその姿勢はなく、無期転換も少なくなっている。

非正規職法に回数制限は盛り込まれていない。改善が必要だ。また、事由規制にはノムヒョン大統領さえ反対した。事由規制の幅をどうするのが重要だ。

差別禁止が非正規職法に入っているが効果なし。それは同一事業所の同一業務との差別禁止であって、正規と非正規の仕事を区別すれば比較対象がなくなってしまう(銀行窓口職場の非正規は法律施行前までは正規と混在していたが、正規は別な仕事に移し、非正規だけの職場とすることで、処遇改善義務を免れた)

労働委員会提訴も個人しかできないので申請は困難だ。労組も訴えられるようにすべきだ。

(5) 産別化と 1 企業 1 労組など

1 企業 1 労組の原則は正しい。課題は中央交渉。ノムヒョン政権は企業側に働きかけて中央交渉を促進したが、今は進んでいない。形式よりも、要求をどう取るか。企業別交渉も組み合わせ、要求を前進させることが重要だ。

日本の企業は法があれば守ろうとするが、韓国企業は法をなるべく守ろうとしない。最賃以下の労働者が 200 万人いる。法では 3 年以下の懲役だが逮捕された使用者はいない。罰金を払ったほうが最賃を上げるより安く済むと考えている使用者が多数だ。

短時間労働者が少ないのでILO175 号条約はあまり議論にならない。

9、韓国非正規労働センターK CWC イ・ナムシン所長との懇談

(1) 非正規センターの構成について

非正規センター会員 400 人。民主労総や韓国労総がシンクタンクを作るなかで、非正規センターの役割も減っているが、逆に労組に属さず、労組に左右されない独立の研究所としての役割が重要となって

いる。会員には労組や政党関係者多数。

専従者は7人。学者と実務者で半々。毎週の事務局会議や月1-2回の会議で意思統一。決定機関は年1回の総会・理事会。理事は40人。理事には民主労総や民労党が多いが学者や弁護士も入っている。結集する学者研究者は30~40人。

会費は機関紙の発行でほぼ消える。委託研究費などで運営している。

(2) 非正規センターの課題と非正規実態調査

非正規センターは非正規にかかわる研究、および連帯する運動を組織・援助している。

非正規センターの課題は、何か。

劣悪な働き口＝間接雇用や特殊雇用（個人請負）が広がり、労組をつくっても潰されるなどの状況になっている。

非正規労働者が50%を占めていることは統計上明らかになっているが、どこに、どんな事業場に、どれだけいるのか、どんな賃金労働実態になっているのか、などが分かっていない。そこで地域の非正規の実態を調査する。

自治体と協力して(委託事業として)実施する。ソウル周辺やウルサン地域で進行中。財源は自治体。

実態調査の必要性は自治体も感じている。民労党の首長は積極的。ハンナラ党首長は消極的。

全国に20ほどある地域の非正規センターがそれぞれ取り組んでおり、実態調査の調査項目は中央の非正規センターで作成し、集約も中央で行う。

(3) 地域の非正規センターと非正規センター条例制定運動

全国に20ほどあり、中央の非正規センターとは基本的に独立した関係。かつて民労党の地区協議会が違法とされたもとの、非正規問題に取り組むのは革新政党の役割だとして「非正規センター」を各地に立ち上げ活動していた時代があり、今に至っている(地域非正規センターは会員100人ぐらい)。

各地の非正規センターのネットワークをつくらうとしており、共同事業をしようと呼び掛けている。

(ナムシン氏が)ネットワークの仮代表にもなっている。

各自治体に非正規センターをつくる条例制定運動もしている。条例化されれば人件費や活動費程度が自治体から支出される。ウルサン北地区など民労党首長がいるところでは実現している。それは行政として非正規問題に取り組まねばならないとの世論・共通認識ができつつあるからだ。

(4) 1事業所1労組などについて

1事業所1労組は望ましい形態だ。家族全員が団結することが大事だ。しかも、それを積極的に進めている金属労組には力もある。しかし現代労組は執行部が提案しても組合員が3回否決するなど容易な課題ではない。大企業で実現できていない。

社内下請けも自らの役割を發揮しなければならない。正規にもたれてはいけぬ。

また、間違うと、非正規に配慮しない正規優先の運営になる。非正規が意思決定から排除されないように1事業所1労組の趣旨が貫徹されねばならない。

非正規自ら立ち上がり、たたかうことが必要だ。民主労総や韓国労総の中心は正規であり、重要な援助をしてくれるが、たたかきの主体ではない。このことがこの10年の運動ではっきりした。

実態調査も自ら立ち上がるように援助するようネットワークで協議している。

2012年の大統領選挙でどう取り組むかが問われている。